

安城市と東邦ガス株式会社とのカーボンニュートラル推進等に関する
包括連携協定書

安城市と東邦ガス株式会社（以下「両者」という。）は、次のとおりカーボンニュートラル等に関する取組みを推進するための包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が相互に連携協力することにより、安城市における諸課題を解決し、カーボンニュートラル等に関する取組みを推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 前条の目的を達成するため、両者は、次に掲げる事項（以下「連携協力事項」という。）について連携協力するものとする。

- （1）脱炭素社会の実現に関すること。
- （2）エネルギーの地産地消をはじめ最適利用に関すること。
- （3）地域産業の振興に関すること。
- （4）環境意識及び行動変容に関する意識への啓発に関すること。
- （5）地域の安全・安心に関すること。
- （6）青少年の健全育成に関すること。
- （7）その他両者協議の上、必要と認められたこと。

（個別の事業等）

第3条 連携協力事項に関する事業の具体的な内容、実施方法等については、両者協議の上、別に定めるものとする。

（秘密保持）

第4条 両者は、連携協力事項の実施にあたり相手方から秘密である旨を明示の上、受領した情報（以下「秘密情報」という。）を相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示（漏洩を含む。）してはならない。

2 前項の規定に関わらず、安城市は、安城市情報公開条例（平成12年安城市条例第49条）第2条第2号に規定する公文書に記載された秘密情報を、同条例第7条から第9条までの規定により開示しなければならない場合は、同条例第15条第1項及び第2項の規定による意見の聴取並びに同条例第3項の規定による通知を相手方にした上で、当該秘密情報を開示することができるものとする。

3 両者は、法令又は条例に基づく場合を除き、連携協力事項の実施により知り得た個人情報を第1条の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供（漏洩を含む。）してはならない。

4 両者は、この協定が当該協定の有効期間の満了又は解除により効力を失った後においても、前3項の適用を受けるものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、当該有効期間の末日1か月前までに、両者いずれからもこの協定の改廃の申し入れがない場合は、当該有効期間の末日から更に1年間同一条件で延長するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 この協定の内容に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、両者協議の上、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、両者の代表者が署名の上、各々その1通を保有するものとする。

令和5年3月17日